

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月八日

香川県高松市春日町一三一五番地

香川いすゞ自動車株式会社

代表取締役 国東 直矢

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である矢野靖子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月八日

北海道帯広市西十七条南四丁目二四番六号

HY, S MANAGEMENT AS

IA PTE. LTD.

日本における代表者 矢野 靖子

権利義務の承継公告

左記組合は、農業協同組合法第七十条に基づき甲が乙の権利義務全部を承継することにしたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、甲及び乙それぞれの主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年七月八日

広島県東広島市西条栄町一〇番三十五号

(甲) ひろしま農業協同組合

代表理事組合長 田中 義彦

(乙) 広島県北部乾蘭農業協同組合連合会

代表理事会長 富野井利弘

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第九条に基づき優先資本金の額を金百億一千六百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

<http://www.ko-kokup>

令和七年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

GC core plus 株式会社 取締役 関口 陽平

優先出資の消却につき優先出資証券提出公告

当社は、発行済優先出資百億一千六百八十万口を消却することいたしましたので、当社の当該優先出資証券を所有する方は、効力発生日である令和七年八月十二日までに当社にご提出下さい。

令和七年七月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

GC core plus 株式会社 取締役 関口 陽平

債権申出の公告 (第二回)

当社規約型確定給付企業年金は、令和七年七月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載 (令和七年七月七日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月八日

愛知県名古屋市中区市場木町三九〇番地

御幸毛織株式会社

規約型確定給付企業年金清算人 宮崎 喜幸

債権申出の催告 (第三回)

当社規約型企業年金は、令和七年五月三十一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告第一回掲載 (令和七年七月二日) の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年七月八日

長崎県長崎市土井首町五一〇番地二

株式会社丸金佐藤造船鉄工所

規約型確定給付企業年金清算人 山賀 勇紀

訂正公告

令和七年七月一日 (号外第一五〇号) 掲載の第三十九期決算公告 (枠組) 中、代表者「代表取締役社長 鈴木 直明」とあるは「代表取締役社長 坂牧 聡」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月八日

宮崎県宮崎市清武町木原三五八番地

富士ファイルワークエミカル株式会社

代表取締役社長 坂牧 聡

訂正公告

令和七年六月二十七日 (号外第一四六号) 掲載のHRRガバナンス・リーダーズ株式会社に係る第五期決算公告 (枠組) 中、住所「〒760-0001 山口県下関市田原町4-1-1」とあるは「〒760-0001 山口県下関市田原町4-1-1」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月八日

宮崎県宮崎市清武町木原三五八番地

富士ファイルワークエミカル株式会社

代表取締役社長 坂牧 聡

訂正公告

令和七年六月二十七日 (号外第一四六号) 掲載のHRRガバナンス・リーダーズ株式会社に係る第五期決算公告 (枠組) 中、住所「〒760-0001 山口県下関市田原町4-1-1」とあるは「〒760-0001 山口県下関市田原町4-1-1」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月八日

宮崎県宮崎市清武町木原三五八番地

富士ファイルワークエミカル株式会社

代表取締役社長 坂牧 聡

訂正公告

令和七年六月二十四日 (号外第四百四十号) 公布内閣府令第五十八号 (登録被災者援護協力団体に関する内閣府令) (印刷誤り) 三下二七〇行頭をそれぞれ一字上げる。

正 誤

ページ段 行 誤 正

令和七年六月二十四日 (号外第四百四十号) 公布内閣府令第五十八号 (登録被災者援護協力団体に

関する内閣府令) (印刷誤り) 三下二七〇行頭をそれぞれ一字上げる。